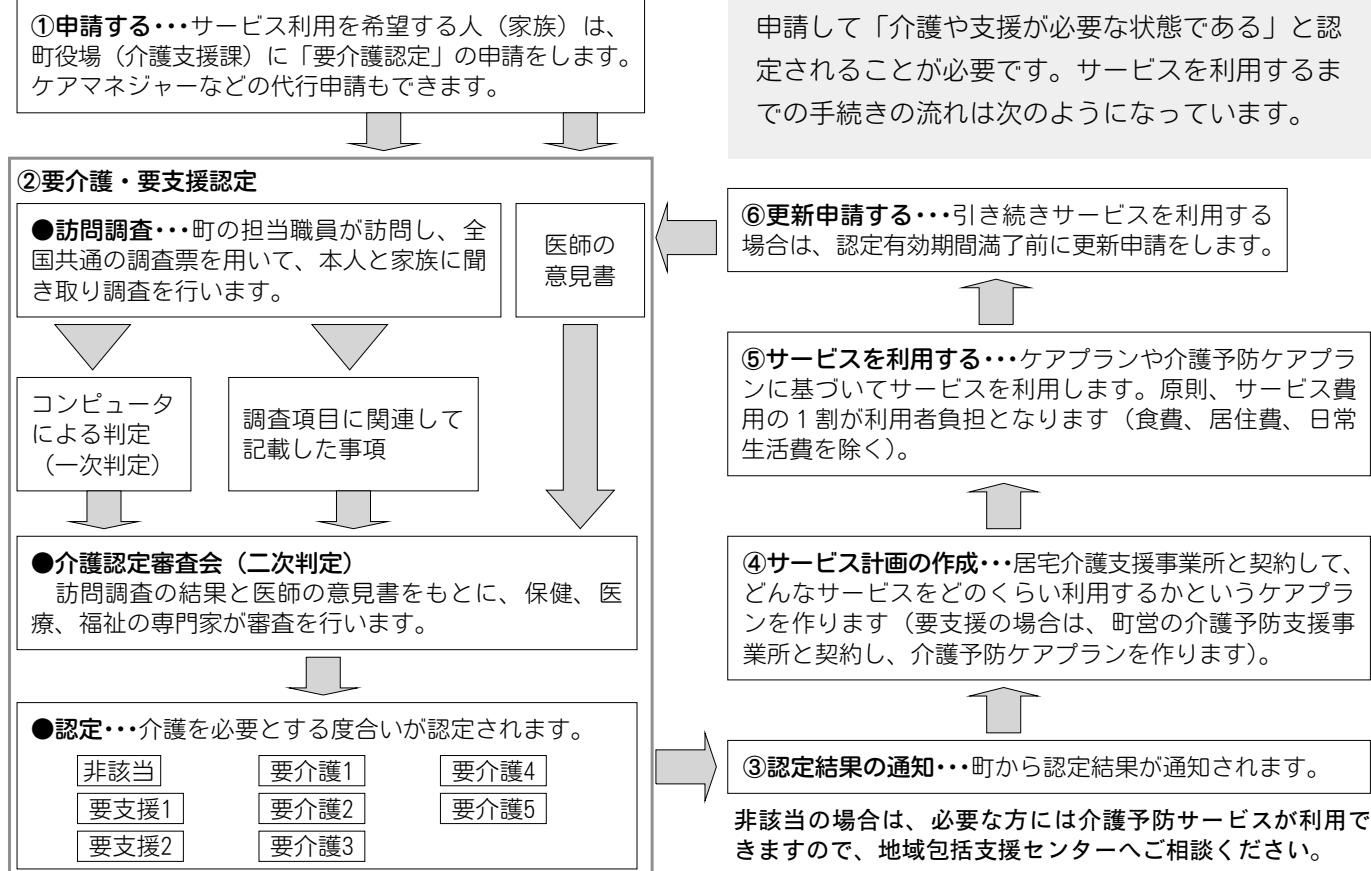




介護保険サービスのご利用には 要介護・要支援認定が必要です

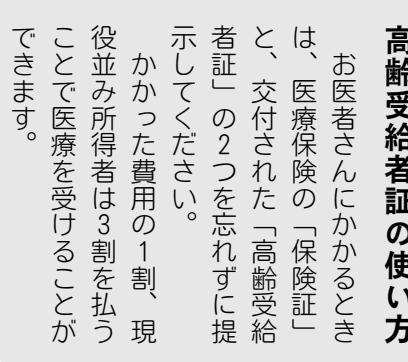
手続きの流れ



◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当

☎ 6501 有線⑤7788

非該当の場合は、必要な方には介護予防サービスが利用できますので、地域包括支援センターへご相談ください。



高齢受給者証は、70歳から74歳までの国保の方にお渡ししていますが、お手持ちの受給者証（水色）の有効期限が7月31日で切っています。

8月1日からご使用いただ�新しい「高齢受給者証」（肌色）をお送りしましたので、内容に誤りがないか確認をお願いします。

なお、高齢受給者証は8月1日より国保の保険証と同じ大きさのカードになりました。古い受給者証は住民課までお返しください。お近くの役場職員に渡していただきても結構です。



新しい高齢受給者証を発行しました

【医療機関に支払う自己負担割合】	
一般の方	1割 平成21年3月31日まで
	2割 平成21年4月1日から

(同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人がある場合)	
現役並み所得者	3割 平成21年3月31日まで
	3割 平成21年4月1日から

自己負担割合が変わります

70～74歳で高齢受給者証をお持ちの方の自己負担の割合が、平成21年4月から1割から2割になります。（法律上は、平成20年4月から2割になりましたが、政府の決定により平成21年3月までは1割になっています）現役並み所得者については3割で変わりません。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 6571 有線⑤7784